

■ ご注意事項

ver.2510

令和6年会計基準運用開始前に、必ずご確認ください。

●科目について

科目種別コードや名称、大科目コードは変更しないでください。

科目種別や大科目コードで決算書の内部設定をしています。

●新年度マスタ作成について

令和6年会計基準運用開始年度は、【新年度マスタ作成】実行しないでください。

令和6年会計基準の運用開始年度につきましては、弊社で新年度マスタの作成を行っておりますので、実行していただく必要はありません。

複写元年度「前年度」、複写先年度「令和6年会計基準運用開始年度」で実行すると、令和6年会計基準対応の科目等の各設定が、上書きされてしまいます。運用開始年度の翌年度より、新年度マスタ作成をご利用ください。

●期首残高更新・期首残高入力について

組み替えた科目や事業区分は、前年度決算額から当年度期首残高へ繰り越されません。手動登録が必要です。

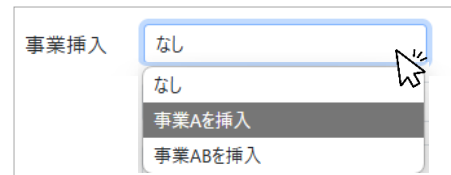
詳細は、【令和6年公益法人会計基準・運用開始前】期首残高登録についてをご確認ください。

●事業挿入機能について

事業挿入機能は、お客様のメニュー画面から設定できません。

事業挿入をご利用されている場合、活動計算書メニュー等の抽出条件「事業挿入」に「事業Aを挿入」等の選択値が表示されます。

※画像例:2パターンの事業挿入「事業Aを挿入」「事業ABを挿入」を設定している場合



事業挿入とは、決算書や合計残高試算表において、科目の階層途中に、事業区分を組み込み表示する機能です。活動計算書では、事業収益や事業費の内容がわかる具体的な活動名を勘定科目として開示する必要があります。

勘定科目に事業A段階を挿入表示することで、令和6年会計基準の活動計算書に対応できます。

※予算の入力、各伝票入力の操作に影響はありません。

※事業挿入は任意で設定する機能です。

●決算変換(変換区分)について

総勘定元帳や合計残高試算表(R6決算書)、各決算書の抽出条件で「変換区分」項目を選択すると、現在の予算登録や伝票起票時に利用している事業区分(運用事業)のグルーピングや、別名称で表記します。決算変換設定マスタ等の設定が必要です。

※決算変換(変換区分)は任意の設定です。